

委員会発議案第5号

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成26年9月25日

鈴鹿市議会議長

原 田 勝 二 様

提 出 者

文教環境委員会

委員長 中 西 大 輔

(提案理由)

国に対し、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を要請するため。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。

平成 23 年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しているにもかかわらず、平成 22 年度における、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合をみると 29.8%と、OECD平均の 16.4%を大きく上回っている。

このようななか、「公立高等学校授業料無償制」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきた。平成 24 年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正がおこなわれた。しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではなく、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題である。

また、平成 25 年 6 月 19 日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国および地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされた。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、平成 24 年度は全国で 155 万人（15.64%）、三重県においても 17,175 人（11.29%）で、約 8.9 人に 1 人となっている。鈴鹿市では平成 26 年度において、要保護と準要保護の児童生徒あわせて 1,990 人（平成 26 年 8 月 1 日現在）が在住しており、国によるいっそうの支援策が求められる。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 25 日

鈴鹿市議会議長 原 田 勝 二